

平成30年度に実施した対象事項のうち市民参加を求めない事項

資料4

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めなかった理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第31号)	地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、条例上平成30年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、オ		資産税課
2	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第32号)	地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、条例上平成30年4月1日からの施行を必要とするものの改正	イ、オ		資産税課
3	①	安城市税条例の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第33号)	地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、改正を必要とするもの	オ		資産税課
4	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年安城市条例第34号)	地方税法の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行に伴い、改正を必要とするもの	オ		資産税課
5	①	安城市母子・父子家庭医療助成条例の一部改正	児童扶養手当の支給制限の適用期間が改められたことを踏まえ、所得要件に係る所得の適用期間を改めるもの	ウ		国保年金課
6	③	(文化財保護委員会)文化財の指定及び解除文化財の保存及び活用に関する重要事項の協議	市指定文化財(補助金の対象)とするかどうか、またその価値が失われて解除するのかを諮問し、答申する。その他、文化財についての助言、指導を行う。	ウ	安城市文化財保護条例第34条「保護委員会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから(中略)組織する」	文化振興課